

## 厚生労働行政推進調査事業費（地域医療基盤開発推進研究事業）

### 分担研究報告書

#### 「身寄りがない人への医療行為の同意に関する実態把握のための調査」アンケート調査の分析

研究代表者	山縣 然太朗	(国立成育医療研究センター 成育こどもシンクタンク)
研究分担者	田宮 菜奈子	(筑波大学 医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野)
研究分担者	武藤 香織	(東京大学医科学研究所 公共政策研究分野)
研究分担者	橋本 有生	(早稲田大学法学学術院)
研究分担者	熊田 均	(熊田弁護士事務所)
研究分担者	山崎 さやか	(健康科学大学 看護学部)
研究協力者	山下 陽子	(今池法律事務所)
研究協力者	木矢 幸孝	(東京大学医科学研究所 公共政策研究分野)
研究協力者	村上 文子	(東京大学大学院学際情報学府)

本研究班では、身寄りがない高齢者等が医療を必要とする場合に備え、その意向確認等に際し、身元保証事業者等が担う役割や留意すべき事項等の全体像を参考として示すことを目的とし、高齢者等に対して終身サポートを提供する395の事業者を対象として、「身寄りがない人への医療行為の同意に関する実態把握のための調査」を実施した。

調査の結果、一般社団法人やNPO法人など多様な法人形態の事業者が、身元保証や死後事務等のサービスに加え、医療に係る意向表明文書の作成支援を広く実施している実態が明らかとなった。文書は契約時に作成されることが多く、本人との対話や関係者を交えた合意形成が重視されていた。延命治療の中止や緩和ケアの選択において、当該文書が実際に活用された事例も報告された。一方で、文書の更新体制や医療機関との連携、医療従事者によるガイドライン理解の不足といった課題も明らかとなった。

#### A. 研究目的

本研究班では、身寄りがない高齢者等が医療を必要とする場合に備え、その意向確認等に際し、身元保証事業者等が担う役割や留意すべき事項等の全体像を参考として示すことを目的とし、高齢者等に対して終身サポートを提供する事業者（高齢者等終身サポート事業者）による医療の支援のあり方を検討するための実態把握を行った。

#### B. 研究方法

##### 1. 研究内容

高齢者等終身サポート事業者が提供する医療に関連するサービスについてのアンケート調査を実施した。

##### 2. 対象者

高齢者等終身サポート事業者

##### 3. 調査実施期間

令和6年9月から令和6年11月

##### 4. 調査方法

調査方法は、インターネットの検索エンジンを使用し、高齢者等に対して終身サポートを提

供する事業者（以下、高齢者等終身サポート事業者）を抽出し、395 事業者に対して調査を実施した。

調査票は郵送し、回収方法は郵送または Microsoft Forms を利用した。

（倫理面への配慮）

本研究は、国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認を得て実施した（受付番号 2024-088）。

## C. 研究結果

### 1. 回収率

郵送による返送 68 件、Microsoft Forms による返送 71 件の合計 139 件の回答があった（回収率 35.2%）。

### 2. 調査結果

結果を以下に示す。

資料 P49-60.

### 3. 結果の概要

#### 【事業者の属性および提供サービス】

回答事業者の内訳は、一般社団法人（49.6%）、NPO 法人（28.8%）、株式会社（12.2%）等で構成されており、多様な法人形態が確認された。提供サービスは、身元保証、死後事務、日常生活支援等多岐にわたり、特に医療に係る意思決定支援を実施している事業者は全体の 77.7% にのぼった。

#### 【医療に係る意向表明文書の提供状況】

調査対象のうち 74.8% の事業者が医療に係る意向表明文書の作成支援サービスを提供していた。文書作成のタイミングとしては、「契約時」が最も多く（78.8%）、サービス利用開始

に合わせて取り組まれている実態が明らかになった。また、意向表明文書の作成にあたっては、本人との話し合いを重視する事業者が多数を占め、関係者を交えた合意形成の実践も確認できた。

#### 【医療に係る意向表明文書文書の内容および保管・再確認】

医療に係る意向表明文書は、入院時や緊急搬送時、終末期等に提示され、実際に延命措置の中止や緩和ケアの選択、施設での看取りが実現されたケースが報告された。一方で、医療機関との連携不足、文書の更新頻度、医療従事者のガイドライン理解不足といった課題も指摘されていた。

## D. 考察

本調査では、医療に係る意向表明文書を提供している事業者が多数を占め、延命治療や緩和ケアに関する記載が広く実施されている実態が確認された。一方で、文書の活用・共有・更新体制や、医療機関との連携を巡る課題が明らかとなった。

## E. 結論

概ね研究計画に沿った調査の実施ができた。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

なし

### 2. 学会発表

村上 文子、武藤 香織、木矢 幸孝、山崎 さやか、熊田 均、山縣 然太朗「高齢者等終身サポート事業者による医療に係る意向表明文書に関する調査－中間報告－」日本臨床倫理学会第

12回年次大会 2025年3月16日

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

資料1. 依頼状

令和6年 9月

高齢者等終身サポート事業 実施事業者 各位

「身寄りがない人への医療行為の同意に関する実態把握のための調査」へのご協力のお願い

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

厚生労働行政の運営につきましては、日頃からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、厚生労働省では現在、令和6年度の厚生労働行政推進調査事業において「身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する実態把握のための研究」を行っているところです。

本研究は、医療に係る意思決定支援への関与の実態を把握することを目的とするものであり、この中で今般、高齢者等終身サポート事業者による支援に関する実態把握のため、別紙のとおり「身寄りがない人への医療行為の同意に関する実態把握のための調査」が行われることとなりました。

本調査は、意思決定が困難な人の医療に係る支援のあり方の検討に向けて重要なものであることから、ご多忙とは存じますが、同封の研究班からのアンケート調査についてご協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、本調査は、厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）研究班（研究代表者：国立研究開発法人国立成育医療センター 成育こどもシンクタンク 副所長 山縣然太朗）により行われるものであり、本調査の内容に関するご質問は、研究班にご連絡いただきたく存じます（別紙お問合せ先のとおり）。

(参考1) 「高齢者等終身サポート事業」とは、高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（参考2）によると、高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業とされています。提供しているサービス内容が多岐にわたりますが、主に「身元保証等 サービス」、「死後事務サービス」、「日常生活支援サービス」に分類できます。本調査は、このうち「身元保証等サービス」の一つとして考えられる、医療に係る意思決定の支援への関与について、事業者様の実態を把握するものです。

(参考2) 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（令和6年6月 内閣官房（身元保証等高齢者サポート調整チーム）、内閣府孤独・孤立対策推進室、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/o\\_ther/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/o_ther/index.html)

敬具

厚生労働省医政局総務課

## 資料2. 依頼状

### 身寄りがない人への医療行為の同意に関する実態把握 に関する調査にご協力下さい

現在、単身世帯の増加、親族の減少、あるいは近隣関係の希薄化といったことを背景に、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する事業者（以下、高齢者等終身サポート事業者）が増加しています。

医療の同意は一身専属性が強いために、高齢者等終身サポート事業者が代行決定をすることは難しいですが、契約者の判断能力が十分な段階で、事前に判断能力が低下した時に備えて、受けたい医療や受けたくない医療についての書面を作成する等の支援は想定されています。

本調査は、高齢者等終身サポート事業者による医療の支援のあり方を検討するための実態把握を目的としています。この調査は国立成育医療研究センターの倫理審査委員会の承認を得て行われます。ご多忙とは存じますが、何卒ご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

令和6年9月吉日

令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）  
「身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する実態把握のための研究」班  
研究代表者 山縣然太朗（国立研究開発法人国立成育医療研究センター成育こどもシンクタンク 副所長）

#### 調査の手順など

- 対象者は、高齢者等終身サポート事業者の方です。
- 別紙調査票による無記名式の調査を実施します。ご記入いただいた調査票は返信用封筒にて返送していただく、またはWeb調査システム（Microsoft Forms）で回答し、送信していただくことで回収いたします（FormsのQRコードは質問票の1ページ目にあります）。
- 参加者に直接のメリットはありません。調査票への記入に15~20分ほど時間を要します。
- 本調査ではご参加くださる方の個人情報となるものはご記入頂きません。記載された内容も、漏えいしないように施錠されたスペースに厳重に保管します。調査の結果は学術集会や論文として発表をする予定です。その場合は、個人情報をただちに判別できないように加工した上で行います。
- 調査終了後、得られたデータは施錠された場所に5年間保管し、その後、速やかに廃棄します。
- 調査への参加は自由です。ご参加いただけない場合でも、不利益が生じることは一切ございません。調査票の冒頭にある、この研究への参加意思を表明するチェック欄への記載をもって本研究へのご参加に同意頂いたものとみなします。なお、無記名式の調査ですので、一旦調査票にご回答頂いたあとに参加を取りやめることはできません。
- 研究計画書や方法に関する資料を閲覧することができます。
- 調査にかかる謝礼・費用は一切ございません。
- 調査期間は、倫理審査承認後～2024年9月30日までとなっております。
- ご不明な点等、お問い合わせは下記までご連絡ください。
- 以上をご理解いただいた上で、調査に参加していただける方は、調査票の冒頭の「本調査票の回答の同意について」欄の「①同意する」に○を付けていただき、ご回答をお願いいたします。

お問合せ先：国立成育医療研究センター 成育こどもシンクタンク内事務局  
(TEL:03-3416-0181 内線 4273/niimura-mc@ncchd.go.jp)

### 資料3. 調査票

## 身寄りがない人への医療行為の同意に関する 実態把握のための調査

※身寄りがない人とは、家族等への連絡がつかない状況にある人、家族の支援が得られない人も含みます

令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）

「身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する実態把握のための調査」班

研究代表者 山縣 然太朗

（国立研究開発法人国立成育医療研究センター 成育こどもシンクタンク・副所長）

本調査は、高齢者等終身サポート事業者による医療の支援のあり方を検討するための実態把握を目的としています。なお、調査結果については、学術集会や学術雑誌等で公表させていただきますが、事業者や個人が特定されることはありません。

**調査票は、令和6年9月30日までに、同封の返信用封筒にてご送付ください。**

ご多忙とは存じますが、何卒、ご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、調査票は下記のQRコードからご回答いただくこともできます。スマートフォンなどから、QRコードを読み取ってください（QRコードから調査にご参加いただいた場合は、紙の調査票はご返送しないでください）

パソコンから回答される場合は、次のURLからご回答ください。

調査票 URL : <https://forms.office.com/r/HWOXsBLBMR>



## はじめに

本調査票の回答の同意について、○をつけてください。

- ① 同意する (問Ⅰにお進みください)
- ② 同意しない (調査は終了です。調査票をご返送ください)

\*本アンケートでは、実際にサービスを受ける人と契約者が異なる場合もあることを考慮し、実際にサービスを受ける人を「サービスを受ける人」、契約者を「契約者」と分けて表記しています。

### 問Ⅰ．高齢者等終身サポート事業の実施形態について教えてください。

(1) 高齢者等終身サポート事業の実施形態としてあてはまるものひとつに○をつけてください。

- ① 一般社団法人
- ② NPO 法人
- ③ 株式会社
- ④ 公益社団法人
- ⑤ その他団体 ( )

(2) 提供しているサービスの中で、医療に関連するサービスについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

#### 【1. 身元保証サービス】

- 1-① 入院の際の身元保証人の受託（連帯保証、金銭管理など）
- 1-② 緊急連絡先の受託
- 1-③ 医療に係る意思決定の支援（インフォームド・コンセントの同席など）

#### 【2. 死後事務サービス】

- 2-① 火葬・埋葬に関する事務
- 2-② 葬儀等に関する事務
- 2-③ 行政官庁等への届出に関する事務（死亡届、保険の資格喪失届の提出など）
- 2-④ 病院・施設・自宅の処理に関する事務（死亡後の医療費や施設利用費の支払い、ライフラインの停止など）

#### 【3. 日常生活支援サービス】

- 3-① 受診・通院の支援（付き添いなど）
- 3-② 入院、転院、退院の際の移動の支援（荷物、家具等の移動や処分など）

#### 【4. その他】( )

(2) - 1. (2) で、提供している身元保証サービスとして「1-②緊急連絡先の受託」に○をした方にうかがいます。

事業者が緊急連絡先であることを医療機関へ伝える方法について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 事業者から医療機関に直接伝えている
- ② サービスを受ける人が口頭で伝えている
- ③ サービスを受ける人に緊急連絡先が記載されているカード等を携帯してもらっている
- ④ その他 ( )

(3) サービスを受ける人と定期的な面談を行っていますか。あてはまるものひとつに○をつけてください。

- ① 定期的な面談を行っている
- ② 契約者が希望する場合に定期的な面談を行っている
- ③ 契約者とは定期的な面談を行わない
- ④ その他 ( )

(4) 直近 1 年間のサービスを受ける人について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

(4) - 1 契約者

- ① サービスを受ける人と契約者が同じ
- ② サービスを受ける人と契約者が異なる
- ③ その他 ( )

(4) - 2 契約時の年齢：

- ① 10 歳代 ② 20 歳代 ③ 30 歳代 ④ 40 歳代 ⑤ 50 歳代 ⑥ 60 歳代 ⑦ 70 歳代 ⑧ 80 歳代 ⑨ 90 歳代 ⑩ 100 歳代

(4) - 3 契約時または契約中の権利擁護の制度の利用

- ① 法定後見制度
- ② 任意後見制度
- ③ 日常生活自立支援事業
- ④ その他 ( )

**問2．医療に係る意向表明文書※について教えてください。**

※意向表明文書とは、自分で判断できなくなった場合に備えて、どのような治療を受けたいか、あるいは受けたくないなどを記載した書面

2-1. 医療に係る意向表明文書に関するサービスを提供していますか。

- ① 提供している
- ② 提供していない（問3へお進みください）

2-2. 2-1で医療に係る意向表明文書に関するサービスを「① 提供している」に○をした方にうかがいます。

(1) 医療に係る意向表明文書を作成する前に、事業者が実施することについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 特に何も行わない
- ② エンディングノートなどを紹介する
- ③ 事前指示（リビングウィル・医療の意思決定を代理する人）について説明する
- ④ アドバンス・ケア・プランニング※について説明する
- ⑤ アドバンス・ケア・プランニング※やエンディングノート作成等の地域の取組を紹介する
- ⑥ その他（ ）

※アドバンス・ケア・プランニング（ACP）とは、人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス

(2) 全てのサービスを受ける人のうち、医療に係る意向表明文書を作成する人の割合に近いものひとつに○をつけてください。

- ① 約 100%
- ② 約 75%
- ③ 約 50%
- ④ 約 25%
- ⑤ 約 10%
- ⑥ 約 0%

(3) サービスを受ける人が、医療に係る意向表明文書を作成するきっかけは何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 本人（サービスを受ける人）からの要望
- ② 事業者からの提案
- ③ 施設や病院からの提案
- ④ その他（ ）

(4) 医療に係る意向表明文書を作成するタイミングについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 契約の前から
- ② 契約時
- ③ 契約後、サービスを受ける人からの希望があったとき
- ④ 契約後、イベント（入院など）があったとき
- ⑤ その他（ ）

(5-1) 医療に係る意向表明文書の作成にあたって、サービスを受ける人を交えた話し合いが行われていますか。あてはまるものひとつに○をつけてください。

- ① 特に方針は決まっていない
- ② サービスを受ける人に加えて、サービスを受ける人以外の人も交えて話し合いを行う方針である
- ③ サービスを受ける人と話し合いを行う方針である
- ④ サービスを受ける人が意思決定に困難を抱えていた場合にのみ、サービスを受ける人と話し合いを行う方針である
- ⑤ サービスを受ける人から提出される書面を尊重し、話し合いは行わない方針である

(5-2) (5-1) で②に○をした方にうかがいます。

医療に係る意向表明文書の作成にあたって、サービスを受ける人以外の人も交えた話し合いを実現する場合、どのような立場の人に参加を要請する方針ですか。あてはまるものにすべてに○をつけてください。

- ① 特に方針は決まっていない
- ② サービスを受ける人が同席を希望する人なら誰でも
- ③ サービスを受ける人と交流のある家族等
- ④ 家族等ではないが、サービスを受ける人と交流のある人
- ⑤ 医療従事者（サービスを受ける人が定期的に受診している場合）
- ⑥ 介護事業者（サービスを受ける人が介護サービスを利用している場合）
- ⑦ その他（ ）

(6-1) 医療に係る意向表明を盛り込んでいる文書について、あてはまるものひとつに○をつけてください。

- ① 私文書
- ② 公文書（公正証書）
- ③ 作成していない（口頭での説明のみなど）
- ④ その他（ ）

(6-2) (6-1) で②に○をした方にうかがいます。

公正証書による委任事務の中で、医療に係る意向表明を盛り込んでいるものについて、あてはまるものにすべてに○をつけてください。

- ① 生前事務委任契約公正証書
- ② 任意後見契約公正証書
- ③ 尊厳死宣言公正証書
- ④ その他（ ）

(7) 医療に係る意向表明文書に含まれる内容について、あてはまるものすべてに○をつけてください。また、可能であれば、括弧に具体的な内容を記してください。

※医療に係る意向表明文書を、あらかじめサービスを受ける人が作成していた場合、当該文書の内容について回答ください。なお、項目については、国内外の文献を参考に記しています。

- ① 延命治療に関すること（ ）
- ② 栄養に関すること（ ）
- ③ 緩和ケアに関すること（ ）
- ④ その他の処置に関すること（ ）
- ⑤ 本人の希望に関すること（ ）
- ⑥ 事務的事項（ ）
- ⑦ その他（ ）

※設問(7)に関する参考文献

Susan W Tolle, Katrina Hedberg, 2022. Effectiveness of Advance Care Planning: What Works, What Doesn't, and What Needs to Change? *The Journal of Clinical Ethics.* 33(3):210-219.

(8) 医療に係る意向表明文書の保管について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 事業者が保管
- ② サービスを受ける人が保管
- ③ (サービスを受ける人と契約者が異なる場合) 契約者が保管
- ④ 家族等が保管
- ⑤ 医療従事者が保管
- ⑥ 介護事業者が保管
- ⑦ その他 ( )

(9) 医療に係る意向表明文書が作成されてから一定の時間が経過した後、内容についてサービスを受ける人に再確認をしていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 再確認をしていない
- ② イベント（入院など）があったときに再確認をしている
- ③ サービスを受ける人からの希望があったときに再確認をしている
- ④ 定期的に再確認をしている  
(→頻度を教えて下さい [ ] 年または [ ] ヶ月に 1 回程度)
- ⑤ 定期的に更新している（例えば、文書の内容または日付の更新）  
(→頻度を教えて下さい [ ] 年または [ ] ヶ月に 1 回程度)
- ⑥ その他 ( )

(10) 医療に係る意向表明文書を作成した場合の情報共有について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 情報共有を行っていない
- ② 事業者が主導的に、医療機関と情報共有を行っている
- ③ 事業者が主導的に、家族等と情報共有を行っている
- ④ サービスを受ける人が主導的に、医療機関と情報共有を行っている
- ⑤ サービスを受ける人が主導的に、家族等と情報共有を行っている
- ⑥ その他 ( )

(11) サービスを受ける人の体調が変化し、医療に係る意向表明文書に含まれる医療行為が必要になったが、サービスを受ける人の判断能力の低下により、サービスを受ける人の最新の意向を確認できない場合を想定して下さい。医療に係る意向表明文書を医療機関に提示する前に、事業者として行うことがあれば、あてはまるものにすべてに○をつけてください。

- ① 特に行わない
- ② 文書の記載内容を確認する
- ③ 意向表明文書の作成の際に参加した人と文書の記載内容について確認する
- ④ サービスを受ける人が他に残している文章（例：手紙、日記等を含む何らかの記録）の記載内容を確認する
- ⑤ サービスを受ける人の家族等に連絡をして、文書の記載内容に従った処置に対する同意を得る
- ⑥ その他（ ）

(12) 事業者と契約者間で、医療に係る意向表明文書を作成したケースで、意向表明文書を医療機関に提示し活用できたケースについて具体的に教えてください。

(12) -1. 基本属性：年齢、疾患、家族背景

(12) -2. 意向表明文書の内容

(12) -3. 意向表明文書の作成のプロセス

(12) -4. 意向表明文書を医療機関に提示するまでのプロセス  
(いつ、どこで、誰に、どのように)

(12) -5. 意向表明文書を提示した時の医療機関の反応（好意的、否定的など）

(12) -6. 意向表明文書の内容で、実現できしたこと、実現できなかったこと、その理由

(13) 医療に係る意向表明文書の作成にあたって、サービスを受ける人が意思決定に悩んでいる場合に、どのような支援をする方針ですか。

(14) 医療に係る意向表明文書に関して、事業者として過去に困ったこともしくは困っていることを自由に記載してください。

(15) 他の事業者が、医療に係る事前の意向表明文書を作成するプロセスや、意向表明文書を活用する場面において、不安や疑問に感じたことがあれば、その内容を記載してください。

※医療関係者、福祉関係者、自治体関係者等から聞いたことでも差し支えありません。

(16-1) 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省）の活用状況についてあてはまるものひとつに○をつけてください。

- ① 存在を知らない
- ② 存在を知っているし、活用している
- ③ 存在を知っているが、活用していない

(16-2) (16-1) で②または③に○をした方にうかがいます。

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省）」を活用している理由、または、活用していない理由を具体的に教えてください

**問3．問2の2－1で、医療に係る意向表明文書に関するサービスを「② 提供していない」に○をした方にうかがいます。**

医療機関から事業者へ要請があった場合に、サービスを受ける人の価値観に関する情報の提供（面接記録の提供など）を想定していますか。

- ① 提供を想定している
- ② 提供を想定していない

**問4．今後、本アンケートに関連して、ヒアリングをお願いするかもしれません、その際はご協力いただくことは可能でしょうか。**

- ① いいえ
- ② はい

②はい に○をつけた方は、ご連絡先（事業者名、部署、担当者氏名、メールアドレス、電話番号など）をご記入ください。



#### 【お願い】

本調査を補完するために、下記のものをご送付いただければ幸甚です。

1. 医療に係る意向表明文書に使う書類
2. 医療に関する委任契約に使う書類

送付先：

(質問票に同封しました返信用封筒にて、調査票と一緒にご送付ください。)

〒157-8535 東京都世田谷区大蔵2-10-1

国立成育医療研究センター成育こどもシンクタンク 研究班事務局 宛

調査へのご協力ありがとうございました。

